

議案第84号

千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の一部廃止及び千葉県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について

令和8年3月31日をもって、三芳水道企業団、九十九里地域水道企業団及び南房総広域水道企業団が解散することに伴い、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数が減少すること、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する職員採用試験の合同実施に関する事務を廃止すること及び千葉県市町村総合事務組合規約を次のとおり変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和7年11月25日提出

南房総市長 石井 裕

千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約

千葉県市町村総合事務組合規約（昭和三十年千葉県告示第四百九十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十四号を次のように改める。

十四 削除

別表第一中「鋸南町 三芳水道企業団 長門川水道企業団」を「鋸南町 長門川水道企業団」に、「印西地区消防組合 九十九里地域水道企業団 夷隅郡市広域市町村圏事務組合」を「印西地区消防組合 夷隅郡市広域市町村圏事務組合」に、「印西地区環境整備事業組合 南房総広域水道企業団 千葉県後期高齢者医療広域連合」を「印西地区環境整備事業組合 千葉県後期高齢者医療広域連合」に改める。

別表第二第三条第一項第一号に掲げる事務の項中「鋸南町 三芳水道企業団 長門川水道企業団」を「鋸南町 長門川水道企業団」に、「印西地区消防組合 九十九里地域水道企業団 夷隅郡市広域市町村圏事務組合」を「印西地区消防組合 夷隅郡市広域市町村圏事務組合」に、「印西地区環境整備事業組合 南房総広域水道企業団」を「印西地区環境整備事業組合」に、第三条第一項第三号に掲げる事務の項中「鋸南町 三芳水道企業団 長門川水道企業団」を「鋸南町 長門川水道企業団」に、「印西地区消防組合 夷隅郡市広域市町村圏事務組合」に、「印西地区環境整備事業組合 南房総広域水道企業団 千葉県後期高齢者医療広域連合」を「印西地区環境整備事業組合」に改める。

合「千葉県後期高齢者医療広域連合」に改める。

別表第二第三条第一項第十四号に掲げる事務の項を削る。

附 則

この規約は、令和八年四月一日から施行する。

議案第 84 号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理

する事務の一部廃止及び千葉県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について

（千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約）

新旧对照表

（傍線部分は改正部分）
行

別表第一（第二条関係）		別表第一（第二条関係）		別表第一（第二条関係）		
		千葉市	（銚子市から御宿町まで略）	鋸南町	千葉市	（銚子市から御宿町まで略）
長門川水道企業団	（国保国吉病院組合から東総地区広域市町村圏事務組合まで略）	印西地区消防組合	（印旛郡市広域市町村圏事務組合から山武郡市広域水道企業団まで略）	印西地区環境	千葉県後期高齢者医療広域連合	
夷隅郡市広域市町村圏事務組合から山武郡市広域水道企業団まで略）	（印旛郡市広域市町村圏事務組合まで略）	鋸南町	（銚子市から御宿町まで略）	（印旛郡市広域市町村圏事務組合まで略）		
夷隅郡市広域市町村圏事務組合	（長門川水道企業団から東総地区広域市町村圏事務組合まで略）	印西地区消防	（銚子市から御宿町まで略）	（印旛郡市広域市町村圏事務組合まで略）		
別表第二（第三条第一項関係）	共同処理する事務	共同処理する団体	別表第二（第三条第一項関係）	共同処理する事務	別表第二（第三条第一項関係）	
第三条第一項第一号に掲げる事務			第三条第一項第一号に掲げる事務		第三条第一項第一号に掲げる事務	

										改		正		案		
										第三条第一項第二号に掲げる事務		第三条第一項第三号に掲げる事務		第三条第一項第二号に掲げる事務		
										第三条第一項第三号に掲げる事務	第三条第一項第二号に掲げる事務	第三条第一項第三号に掲げる事務	第三条第一項第二号に掲げる事務	第三条第一項第三号に掲げる事務	第三条第一項第二号に掲げる事務	
第三条第一項第十号に掲げる事務	第三条第一項第九号に掲げる事務	第三条第一項第八号に掲げる事務	第三条第一項第七号に掲げる事務	第三条第一項第六号に掲げる事務	第三条第一項第五号に掲げる事務	第三条第一項第四号に掲げる事務	第三条第一項第三号に掲げる事務	第三条第一項第二号に掲げる事務	第三条第一項第一号に掲げる事務	略	略	略	略	略	略	
略	略	略	略	略	略	略	略	略	夷隅郡市広域市町村圏事務組合 (印旛郡市広域市町村圏事務組合 から山武郡市広域水道企業団まで 略)	後期高齢者医療広域連合 印西地区環境整備事業組合 千葉県	鋸南町	銚子市 (館山市から御宿町まで)	略	銚子市 (館山市から御宿町まで)	略	(印旛郡市広域市町村圏事務組合 から山武郡市広域水道企業団まで 略)

										現		行				
										第三条第一項第二号に掲げる事務		第三条第一項第三号に掲げる事務				
										第三条第一項第三号に掲げる事務	第三条第一項第二号に掲げる事務	第三条第一項第三号に掲げる事務	第三条第一項第二号に掲げる事務			
第三条第一項第十号に掲げる事務	第三条第一項第九号に掲げる事務	第三条第一項第八号に掲げる事務	第三条第一項第七号に掲げる事務	第三条第一項第六号に掲げる事務	第三条第一項第五号に掲げる事務	第三条第一項第四号に掲げる事務	第三条第一項第三号に掲げる事務	第三条第一項第二号に掲げる事務	第三条第一項第一号に掲げる事務	略	略	略	略	略	略	
略	略	略	略	略	略	略	略	略	夷隅郡市広域市町村圏事務組合 (印旛郡市広域市町村圏事務組合 から山武郡市広域水道企業団まで 略)	後期高齢者医療広域連合 印西地区環境整備事業組合 千葉県	鋸南町 三芳水道企業団	銚子市 (館山市から御宿町まで)	略	銚子市 (館山市から御宿町まで)	略	(印旛郡市広域市町村圏事務組合 から山武郡市広域水道企業団まで 略)

掲げる事務	改	正	案
第三条第一項第十一号 に掲げる事務	第三条第一項第十二号 に掲げる事務	第三条第一項第十三号 に掲げる事務	第三条第一項第十五号 に掲げる事務
第三条第一項第十六号 に掲げる事務	略	略	略

附 則 (抄)

この規約は、令和8年4月1日から施行する。